

# 固定式局所消火装置の重複起動防止に関する試験に関する改正の解説

## 1. はじめに

2025年12月付一部改正により改正されている固定式局所消火装置の重複起動防止に関する試験に関する改正について、その内容を解説する。本改正に伴い、鋼船規則B編が改正されている。なお、本改正は2026年1月1日から施行される。

## 2. 改正の背景

SOLAS条約II-2章第10規則により、500m<sup>3</sup>を超える容積を有するA類機関区域には固定式局所消火装置が要求され、定期的に無人の状態におかれる機関区域の場合には固定式局所消火装置の自動及び手動の起動装置が要求されている。本会は、これらの要件を鋼船規則R編に取り入れている。

自動起動装置を有する固定式局所消火装置においては、火災時に出火元に隣接した別の保護場所の炎探知器が探知し、複数の保護場所に対して固定式局所消火装置が自動起動することで本来必要な水量が得られず初期消火に失敗した事例があった。

このため、火災時における固定式局所消火装置の重複起動の防止を目的とし、製造中登録検査における固定式局所消火装置の試験要件を定め、関連規定を改めた。

## 3. 改正の内容

製造中登録検査時に、次の(1)から(3)に示す固定式局所消火装置の重複起動防止に関する試験を実施することを規定した。なお、本試験は同型船であっても実施することとした。

- (1) 次に示す保護場所でバーナー炎等により模擬火災を形成し、保護場所の炎探知器が探知することを確認する。
  - (a) 内燃機関（主機・発電機）の火災危険部分
  - (b) ボイラ前面
  - (c) 燃却炉の火災危険部分
  - (d) 加熱燃料油清浄器
  - (e) 燃焼ガスを使用するイナートガス発生装置
  - (f) 熱媒油加熱装置
- (2) 当該保護場所以外の保護場所の炎探知器が誤探知しないことを確認する。
- (3) 炎探知器が誤探知する場合、誤探知した炎探知器の角度又は位置を変える、遮蔽板を設ける等の対策を講じたうえで(1)(2)の再試験を実施する。